

吸収合併に係る事前開示書類

当社は、株式会社コミックジェイピーとの合併に際し、会社法第 794 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他会社法施行規則第 191 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別添のとおり、平成 20 年 11 月 4 日付で吸収合併契約書を締結しました。

2. 吸収合併対価の割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社コミックジェイピーの発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（同条第 3 号）

吸収合併消滅会社である株式会社コミックジェイピーの最終事業年度（平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

4. 債務の履行の見込みに関する事項（同条第 6 号）

株式会社コミックジェイピーは、現時点において債務超過であります。当社の最終事業年度（平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日）の末日の貸借対照表においては、資産の額は負債の額を上回っております。平成 20 年 10 月 1 日以降本日までの間、本合併効力発生日以後における当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、本合併効力発生日以後の当社における資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれております。本合併効力発生日以後の当社の財務及び損益の状況については、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておられません。したがって、本合併により、当社が株式会社コミックジェイピーの債権債務のすべてを承継した場合でも、債務の履行に支障はないものと判断しております。

以上

原本に相違ないことを証明します。

平成 20 年 12 月 5 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

株式会社エムティーアイ

代表取締役 前多 俊宏





吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号。以下「甲」という。）及び株式会社コミックジェイピー（住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第 2 条（合併対価の交付等）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているので、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式を交付せず、資本金及び準備金の額を増加しない。

第 3 条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成 21 年 2 月 1 日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（合併承認株主総会）

1. 甲は、平成 20 年 12 月 31 日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行う。

第 5 条（会社財産の引継）

乙は、平成 20 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第 6 条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを実行する。

第 7 条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の全従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲及び乙協議の上、決定する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲及び乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しを、それぞれ保有する。

平成20年11月4日

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏



乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社コミックジェイピー
代表取締役 泉 博史





決算報告書

(第3期)

自 平成19年10月1日
至 平成20年9月30日

株式会社コミックジェイビー
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

貸借対照表
(平成20年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	317,427	流動負債	179,148
現金及び預金	50,114	買掛金	106,264
売掛金	261,724	未払金	51,142
貸倒引当金	△19,605	コイン等引当金	14,081
その他	25,193	その他	7,661
固定資産	1,477	固定負債	1,110,000
無形固定資産	977	長期借入金	1,110,000
ソフトウェア	977		
投資その他の資産	500	負債合計	1,289,148
保証金	500	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	△970,243
		資本金	10,000
		利益剰余金	△980,243
		純資産合計	△970,243
資産合計	318,905	負債及び純資産合計	318,905

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書
(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		959,882
売上原価		381,064
売上総利益		578,817
販売費及び一般管理費		1,189,155
営業利益		△610,337
営業外収益		
受取利息	83	
雑収入	122	206
営業外費用		
支払利息	16,313	16,313
経常利益		△626,445
税引前当期純利益		△626,445
法人税、住民税及び事業税	70	70
当期純利益		△626,515

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
前期末残高	10,000	△353,728	△343,728	△343,728
当期変動額				
当期純利益		△626,515	△626,515	△626,515
当期変動額合計	-	△626,515	△626,515	△626,515
当期末残高	10,000	△980,243	△970,243	△970,243

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

① 建物附属設備・・・定額法

無形固定資産

① 商標権・・・定額法

② ソフトウェア・・・自社における利用期間（2～5年）に基づく定額法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

3. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 貸借対照表・損益計算書注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している事務機器があります。

III. 株主資本等変動計算書に関する事項

発行済株式の数及び自己株式の数

当期末の発行済株式数は、普通株式200株です。なお、当期末において保有する自己株式はありません。

IV. 1株当たり情報

1株当たり当期純損失 3,132,576円40銭（期中平均発行済株式総数による）

1株当たり純資産 △4,851,218円94銭

以上

監 査 報 告 書

平成20年11月4日

株式会社コミックジェイピー
代表取締役 泉 博史 殿

監査役 斎藤 忠久 ㊟

私は、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上